

令和2年度たばこ対策部会の報告

区の受動喫煙対策及び禁煙対策の取組

1 受動喫煙対策啓発のための店舗調査結果

▶令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例により、飲食店は店頭で喫煙できるかできないかをステッカー等で表示する義務がある。区では、委託事業者による飲食店の実態把握調査を行い、店舗への啓発を実施。

■令和2年9月15日～11月30日調査分

内 訳	件 数	割合
訪問済み店舗	2,468件	100.0%
店舗あり	2,197件	89.0%
店舗なし（廃業等で閉店している店舗）	271件	11.0%
店舗あり	2,197件	100.0%
客席での飲食提供あり	2,146件	97.7%
客席での飲食提供なし（調査対象外）	51件	2.3%
客席での飲食提供ありの店舗	2,146件	100.0%
ステッカー有	1,627件	75.8%
ステッカー無	424件	19.8%
未確認(再調査予定)	95件	4.4%

2 区に寄せられた受動喫煙に関する通報件数

▶通報があった場合は、区が内容を確認し、委託事業者へ対応（啓発・助言）を依頼し、対応困難な場合等は区が対応をする。

件数：計66件 令和2年4月1日～令和3年2月28日

【内訳】飲食店関係50件、その他業種（麻雀、パチンコ等）6件、事業所10件

3 禁煙医療費補助事業（平成元年6月1日から開始）

▶禁煙に係る医療費を助成（上限1万円、1/2補助）

【実施状況（令和2年4月1日～令和3年2月28日）】

- 登録件数：113件
- 補助金申請件数：57件

